



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年10月22日金曜日 第1603号

◇ 目次 ◇ 規 則

狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則.....1053

告 示

新たに生じた土地の確認（宇和島市）.....1054
 字の区域の変更（ " ）.....1054
 東温市及び温泉郡の人口.....1054
 騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定の一部改正.....1054
 振動規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正.....1054
 悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正.....1055
 指定居宅支援事業者の指定（2件）.....1055
 地域森林計画案の公表.....1055
 地域森林計画の変更案の公表（4件）.....1055
 保安林の指定の解除（2件）.....1056
 解除予定保安林にする旨の通知.....1056
 解除予定保安林.....1056
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....1056
 公有水面埋立免許.....1056
 開発行為に関する工事の完了.....1059

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....1059

公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表.....1060

教育委員会規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則及び愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....1060
 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則.....1062
 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則.....1062

教育委員会告示

教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正.....1069
 義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定の一部改正.....1069
 平成17年度愛媛県立中学校入学者選考実施要項.....1069
 平成17年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項.....1070
 平成17年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項.....1071

公安委員会規則

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則及び愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....1072

公安委員会告示

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例第14条第1項の規定に基づく暴走行為助長禁止重点区域の指定の一部改正.....1073

公営企業公告

重油の購入.....1074

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第56号

狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

狂犬病予防法施行細則等の一部を改正する規則

（狂犬病予防法施行細則の一部改正）

第1条 狂犬病予防法施行細則（昭和25年愛媛県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第7条中「様式第1号）」の下に「（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「実施状況報告書」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定による実施状況報告書の提出は、実施状況報告書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織（実施状況報告書の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と報告をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

3 前項の規定により実施状況報告書の提出が電子情報処理組織を使用して行われたときは、当該実施状況報告書の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

第13条の見出し中「提出書類」を「提出書類等」に改め、同条中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加える。

（理容師法施行細則の一部改正）

第2条 理容師法施行細則（昭和31年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による届出）

第6条 厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月厚生労働省令第40号）第1条第2項の規定によ

りその例によることとされている行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して法第11条第2項の規定による理容所の廃止の届出をしようとする者は、理容所廃止届に記載すべきこととされている事項を当該届出をしようとする者の使用に係る電子計算機から入力して届出を行わなければならない。

2 前項の規定による届出については、当該届出を書類の提出とみなして、第4条の規定を適用する。

様式第3号中「第5条」の下に「、第6条」を加える。
（美容師法施行細則の一部改正）

第3条 美容師法施行細則（昭和32年愛媛県規則第65号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による届出）

第6条 厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年3月厚生労働省令第40号）第1条第2項の規定によりその例によることとされている行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して法第11条第2項の規定による美容所の廃止の届出をしようとする者は、美容所廃止届に記載すべきこととされている事項を当該届出をしようとする者の使用に係る電子計算機から入力して届出を行わなければならない。

2 前項の規定による届出については、当該届出を書類の提出とみなして、第4条の規定を適用する。

様式第3号中「第5条」の下に「、第6条」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第2154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市蔦淵2615、2617、2634、2765、2766、2768、2772、2775から2777まで、2786の3、2787の1及び2788から2790までの地先	2,716.11

○愛媛県告示第2155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	域 面積 (平方メートル)
蔦淵	宇和島市蔦淵2615、2617、2634、2765、2766、2768、2772、2775から2777まで、2786の3、2787の1及び2788から2790までの地先公有水面埋立地	2,716.11

○愛媛県告示第2156号

温泉郡重信町及び同郡川内町を廃し、その区域をもって東温市を設置した後の東温市及び温泉郡の人口は、次のとおりである。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

東温市 34,701人

温泉郡 6,340人

○愛媛県告示第2157号

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定（平成9年4月愛媛県告示第546号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定地域の範囲の表中「東予市（別添第7図のうち、着色した部分）」を削り、「別添第8図」を「別添第7図」に、「別添第9図」を「別添第8図」に改め、「周桑郡小松町（別添第10図のうち、着色した部分）」及び「周桑郡丹原町（別添第11図のうち、着色した部分）」を削り、「別添第12図」を「別添第9図」に、「別添第13図」を「別添第10図」に改める。

別添第3図及び第7図から第13図までを次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第2158号

振動規制法の規定に基づく地域の指定（平成9年4月愛媛県告示第550号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定地域の範囲の表中「東予市（別添第5図のうち、着色した部分）」を削り、「別添第6図」を「別添第5図」に、「別添第7図」を「別添第6図」に改め、「周桑郡小松町（別添第8図のうち、着色した部分）」及び「周桑郡丹原町（別添第9図のうち、着色した部分）」を削り、「別添第10図」を「別添第7図」に改める。

別添第3図及び第5図から第10図までを次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供

する。)

○愛媛県告示第2159号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定（平成16年3月愛媛県告示第659号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定地域の範囲の表中「東予市（別添第2図のうち、着色した部分）」を削り、「別添第3図」を「別添第2図」に、「別添第4図」を「別添第3図」に、「別添第5図」を「別添第4図」に改める。

別添第1図から第5図までを次のように改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第2160号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100165113	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	深 井 光 子	身体障害者居宅介護	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	平成16年10月13日

○愛媛県告示第2161号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200191118	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	深 井 光 子	知的障害者居宅介護	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	平成16年10月13日

○愛媛県告示第2162号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、東予地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を西条地方局産業経済部林業課、四国中央林業課及び丹原林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

方局産業経済部林業課及び松山地方局産業経済部林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2165号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を松山地方局産業経済部久万林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2163号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を八幡浜地方局産業経済部林業課、大洲林業課及び西予林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2166号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を宇和島地方局産業経済部林業課及び御荘林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2164号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を今治地

○愛媛県告示第2167号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東予市河之内乙302の2、乙302の3、乙502の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第2168号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八幡浜市真網代乙79の3
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第2169号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市野村町旭12の2、13、14、15の3、16の2、16の3、17の2、29の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第2170号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市野村町旭12の2、13、14、15の3、16の2、16の3、17の2、29の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第2171号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年10月22日から11月4日まで

○愛媛県告示第2172号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のように埋立てを免許した。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

津島町

北宇和郡津島町岩松甲471番地

代表者 町長 赤松 傳雄

北宇和郡津島町大字高田丙393番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

北宇和郡津島町北灘字網代甲2319番から同町北灘字シノバシ第4号377番8までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線、16点から真北62度03分06秒396.90メートルの地点を円心とする半径396.90メートルの円周で16点と17点とを結ぶ南西側の円弧、17点から28点までを順次直線で結んだ線、28点から真北245度07分42秒48.10メートルの地点を円心とする半径48.10メートルの円周で28点と29点とを結ぶ東側の円弧、29点から65点までを順次直線で結んだ線並びに65点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡津島町北灘字網代甲2318番地先の国永漁港護岸に設置された金属鈔）は、北緯33度08分28秒、東経132度28分37秒の地点

1点は、基点から真北224度31分51秒17.01メートルの地点

2点は、1点から真北153度13分45秒4.42メートルの地点

3点は、2点から真北243度13分45秒3.10メートルの地点

4点は、3点から真北153度13分45秒21.73メートルの地点

5 点は、4 点から真北63度13分45秒3 .10メートルの地点
 6 点は、5 点から真北 153 度13分45秒0 .92メートルの地点
 7 点は、6 点から真北 243 度13分45秒1 .50メートルの地点
 8 点は、7 点から真北 153 度13分45秒3 .90メートルの地点
 9 点は、8 点から真北 243 度13分45秒1 .60メートルの地点
 10点は、9 点から真北 153 度13分45秒 27 .33メートルの地点
 11点は、10点から真北 152 度59分00秒3 .30メートルの地点
 12点は、11点から真北62度45分38秒3 .10メートルの地点
 13点は、12点から真北 152 度40分38秒0 .92メートルの地点
 14点は、13点から真北 242 度11分40秒1 .50メートルの地点
 15点は、14点から真北 152 度13分14秒3 .90メートルの地点
 16点は、15点から真北 242 度12分41秒1 .60メートルの地点
 17点は、16点から真北 148 度39分53秒 47 .05メートルの地点
 18点は、17点から真北55度16分25秒3 .10メートルの地点
 19点は、18点から真北 145 度09分38秒0 .92メートルの地点
 20点は、19点から真北 234 度43分28秒1 .50メートルの地点
 21点は、20点から真北 144 度44分16秒3 .90メートルの地点
 22点は、21点から真北 234 度43分23秒1 .60メートルの地点
 23点は、22点から真北 144 度12分21秒5 .92メートルの地点
 24点は、23点から真北 143 度02分52秒9 .04メートルの地点
 25点は、24点から真北 142 度41分11秒5 .31メートルの地点
 26点は、25点から真北 144 度34分13秒5 .78メートルの地点
 27点は、26点から真北 148 度11分20秒5 .26メートルの地点
 28点は、27点から真北 152 度43分06秒4 .33メートルの地点
 29点は、28点から真北 162 度03分43秒 11 .61メートルの地点
 30点は、29点から真北 168 度40分57秒 64 .14メートルの地点
 31点は、30点から真北 258 度40分57秒0 .90メートル

の地点
 32点は、31点から真北 168 度40分57秒 10 .08メートルの地点
 33点は、32点から真北78度40分57秒4 .00メートルの地点
 34点は、33点から真北 168 度40分57秒2 .27メートルの地点
 35点は、34点から真北 263 度39分23秒 11 .74メートルの地点
 36点は、35点から真北 173 度39分23秒4 .00メートルの地点
 37点は、36点から真北 263 度39分23秒0 .91メートルの地点
 38点は、37点から真北 173 度39分23秒 21 .50メートルの地点
 39点は、38点から真北 263 度39分23秒0 .49メートルの地点
 40点は、39点から真北 173 度39分23秒3 .00メートルの地点
 41点は、40点から真北83度39分23秒0 .49メートルの地点
 42点は、41点から真北 173 度39分23秒 12 .00メートルの地点
 43点は、42点から真北 263 度39分23秒0 .49メートルの地点
 44点は、43点から真北 173 度39分23秒3 .00メートルの地点
 45点は、44点から真北83度39分23秒0 .49メートルの地点
 46点は、45点から真北 173 度39分23秒 17 .00メートルの地点
 47点は、46点から真北 263 度39分23秒0 .49メートルの地点
 48点は、47点から真北 173 度39分23秒3 .00メートルの地点
 49点は、48点から真北83度39分23秒0 .49メートルの地点
 50点は、49点から真北 173 度39分23秒 12 .00メートルの地点
 51点は、50点から真北 263 度39分23秒0 .49メートルの地点
 52点は、51点から真北 173 度39分23秒3 .00メートルの地点
 53点は、52点から真北83度39分23秒0 .49メートルの地点
 54点は、53点から真北 173 度39分23秒 21 .50メートルの地点
 55点は、54点から真北83度39分23秒0 .91メートルの地点
 56点は、55点から真北 173 度39分23秒4 .00メートルの地点
 57点は、56点から真北83度39分23秒 12 .09メートルの地点

58点は、57点から真北 173 度39分23秒0 50メートルの地点

59点は、58点から真北 263 度39分23秒4 .00メートルの地点

60点は、59点から真北 173 度39分23秒 22 .18 メートルの地点

61点は、60点から真北83度39分23秒4 .00メートルの地点

62点は、61点から真北 173 度39分23秒1 29メートルの地点

63点は、62点から真北 263 度39分23秒 31 .02 メートルの地点

64点は、63点から真北 173 度39分23秒2 .40メートルの地点

65点は、64点から真北 263 度39分23秒1 .81メートルの地点

ウ 面積

4 ,710 .16平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

北宇和郡津島町北灘字網代甲2318番から同町北灘字シノバシ第4号377番4までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の(1)点から(40)点までを順次直線で結んだ線及び(40)点と(1)点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（北宇和郡津島町北灘字網代甲2318番地先の国永漁港護岸に設置された金属鈹）は、北緯33度08分28秒、東経 132 度28分37秒の地点

(1)点は、基点から真北37度42分39秒6 .26メートルの地点

(2)点は、(1)点から真北 144 度06分19秒 55 .00 メートルの地点

(3)点は、(2)点から真北99度06分15秒117 .00メートルの地点

(4)点は、(3)点から真北 168 度38分56秒165 .00メートルの地点

(5)点は、(4)点から真北 173 度39分23秒180 .00メートルの地点

(6)点は、(5)点から真北 263 度39分23秒132 .00メートルの地点

(7)点は、(6)点から真北 353 度39分09秒 47 .00 メートルの地点

(8)点は、(7)点から真北 263 度38分56秒4 .31メートルの地点

(9)点は、(8)点から真北 353 度15分25秒 69 .95 メートルの地点

(10)点は、(9)点から真北 359 度38分23秒 11 .21 メートルの地点

(11)点は、(10)点から真北 356 度32分51秒 10 .61 メートルの地点

(12)点は、(11)点から真北 356 度50分59秒9 .28メートルの地点

(13)点は、(12)点から真北 357 度20分43秒 10 .30 メートルの地点

の地点

(14)点は、(13)点から真北 356 度44分24秒 17 .08 メートルの地点

(15)点は、(14)点から真北 357 度00分06秒1 .93メートルの地点

(16)点は、(15)点から真北 356 度08分29秒 34 .46 メートルの地点

(17)点は、(16)点から真北15度37分56秒 18 .96 メートルの地点

(18)点は、(17)点から真北15度14分46秒8 .27メートルの地点

(19)点は、(18)点から真北 4 度00分43秒9 .07メートルの地点

(20)点は、(19)点から真北 354 度43分07秒1 .34メートルの地点

(21)点は、(20)点から真北 350 度18分22秒7 .24メートルの地点

(22)点は、(21)点から真北 341 度41分04秒8 .44メートルの地点

(23)点は、(22)点から真北 333 度22分31秒0 .75メートルの地点

(24)点は、(23)点から真北 334 度34分12秒8 .05メートルの地点

(25)点は、(24)点から真北 331 度02分05秒9 .69メートルの地点

(26)点は、(25)点から真北 321 度07分18秒0 .89メートルの地点

(27)点は、(26)点から真北 325 度13分23秒9 .23メートルの地点

(28)点は、(27)点から真北 321 度52分30秒 10 .14 メートルの地点

(29)点は、(28)点から真北 327 度19分14秒 10 .13 メートルの地点

(30)点は、(29)点から真北 327 度03分29秒 10 .13 メートルの地点

(31)点は、(30)点から真北 328 度12分18秒 10 .13 メートルの地点

(32)点は、(31)点から真北 330 度22分34秒 10 .13 メートルの地点

(33)点は、(32)点から真北 332 度12分23秒 10 .13 メートルの地点

(34)点は、(33)点から真北 334 度24分40秒6 .60メートルの地点

(35)点は、(34)点から真北 335 度41分54秒3 .49メートルの地点

(36)点は、(35)点から真北 331 度34分01秒 10 .00 メートルの地点

(37)点は、(36)点から真北 332 度49分43秒 10 .00 メートルの地点

(38)点は、(37)点から真北 332 度56分36秒 10 .00 メートルの地点

(39)点は、(38)点から真北 333 度20分34秒 10 .00 メートルの地点

(40)点は、(39)点から真北 333 度10分29秒 14.06 メートルの地点
 ウ 面積
 49,571.38平方メートル

3 埋立地の用途
 漁港施設用地
 4 埋立免許年月日
 平成16年10月13日

○愛媛県告示第2173号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16今局建（開）第8号 平成16年10月6日	越智郡波方町大字樋口字長町甲547番3	松山市空港通七丁目14番4号 村上 和彦

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第 1 条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 危機管理室の表中 3 の部の次に次のように加える。

4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する事務	1 国民の保護のための措置の実施にすること。				
	(1) 措置の実施				
	ア 重要なもの				
	イ 軽易なもの				
	(2) 指定行政機関の長等に対する措置の実施に関する要請（第11条第4項）				
	(3) 他の都道府県知事等に対する応援の要求等（第12条第1項）				
	(4) 他の都道府県に対する事務の委託（第13条）				
	(5) 市町村長が実施すべき措置の代行（第14条第1項、第2項）				
	(6) 防衛庁長官に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請（第15条第1項）				
(7) 市町村長等の要求による応援の決定（第18条第1項）					
(8) 指定公共機関等の要					

求による応援の決定（第21条第2項）				
(9) 指定公共機関等に対する措置の実施に関する要請（第21条第3項）				
(10) 訓練の実施等（第42条第1項、第3項）				
(11) 県警察本部長等に対する避難住民の誘導の要請等（第63条第2項、第3項）				
(12) 対策本部長に対する武力攻撃災害の防除及び軽減の措置の要請（第97条第4項）				
(13) 応急の復旧に関する支援の要求（第140条）				
(14) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請（第151条）				
(15) 総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請（第152条第1項、第2項）				
2 都道府県国民保護対策本部にすること。				
(1) 内閣総理大臣に対する指定の要請（第26条第1項）				
3 国民の保護に関する計画にすること。				
(1) 県の計画の作成及び変更（第34条第1項、第6項、第8項）				
(2) 県の計画の作成及び変更に係る協議等（第33条第6項、第34条第4項、第5項、第7項、第8項）				
(3) 市町村の計画の作成及び変更に係る協議等（第35条第5項、第8				

項)				
4 緊急対処保護措置の実施に関すること。				
(1) 措置の実施				
ア 重要なもの				
イ 軽易なもの				
(2) 指定行政機関の長等に対する措置の実施に関する要請（第11条第4項、第177条第3項）				
(3) 他の都道府県知事等に対する応援の要求等（第12条第1項、第183条）				
(4) 他の都道府県に対する事務の委託（第13条、第183条）				
(5) 市町村長が実施すべき措置の代行（第14条第1項、第2項、第183条）				
(6) 防衛庁長官に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請（第15条第1項、第183条）				
(7) 市町村長等の要求による応援の決定（第18条第1項、第183条）				
(8) 指定公共機関等の要求による応援の決定（第21条第2項、第179条第2項）				
(9) 指定公共機関等に対する措置の実施に関する要請（第21条第3項、第179条第2項）				
(10) 訓練の実施等（第42条第1項、第3項、第183条）				
(11) 県警察本部長等に対する避難住民の誘導の要請等（第63条第2項、第3項、第183条）				
(12) 対策本部長に対する武力攻撃災害の防除及び軽減の措置の要請（第97条第4項、第183条）				
(13) 応急の復旧に関する支援の要求（第140条、第183条）				
(14) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要請（第151条、第183条）				
(15) 総務大臣に対する職員の派遣のあつせんの要請（第152条第1項、第2項、第183条）				
5 都道府県緊急対処事態対策本部に関すること。				

(1) 内閣総理大臣に対する指定の要請（第26条第1項、第183条）				
------------------------------------	--	--	--	--

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2 県民生活課の表中29の部を30の部とし、25の部から28の部までを1ずつ繰り下げ、24の部の次に次のように加える。

25 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関する事務	1 市町村の国民の保護に関する計画に関すること。			
	2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態に関する情報の収集及び伝達に関すること。			

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第19号の次に次の1号を加える。

(19)の2 国民の保護のための措置に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

採石業務管理者試験の合格者の発表について

平成16年10月8日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成16年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
12	村 上 一	24	松 浦 誠
17	伊 藤 浩		

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第11号

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則及び愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則及び愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「及び保証人」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第9条中「及び保証人」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条第1項中「及び保証人」を削る。

第12条中「及び保証人」を削り、「第8号様式)を、すみやかに」を「第8号様式)に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて、速やかに」に改める。

第13条第1項中「及び保証人」及び「(第5号様式)」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、連帯保証人に異動があつたときは、当該連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

第13条第2項中「若しくは保証人」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第15条、第17条及び第18条第2項中「及び保証人」を削る。

第4号様式中「(第4号様式)」を「第4号様式(第6条関係) 誓約書」に改め、「愛媛県奨学資金貸与条例」の下に「(昭和36年愛媛県条例第6号)」を加え、「規則及び」を「愛媛県奨学資金貸与条例施行規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。)及び

「本人との続柄 職業」に、「保証人住所 氏名」を「本人との続柄 職業」に改め、同様式(注)として次のように加える。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第5号様式中「(第5号様式)」を「第5号様式(第9

条、第13条関係) 異動届」に、「変更の場合 は新連帯保証人 氏名」を「保証人住所 氏名」に改め、同様式(注)として次のように加える。

「変更の場合 は、新連帯保証人 氏名」に、「本人 連帯保証人 氏名」を「本人 連帯保証人 氏名」に改め、同様式(注)として次のように加える。

「4 旧連帯保証人 住所 氏名」を「4 旧連帯保証人 住所 氏名」に改め、同様式(注)として次のように加える。

「住所 氏名」に、「連帯保証人又は保証人の異動の場合は新連帯保証人又は新保証人の職業及び本人との続柄」を「連帯保証人の異動の場合は、新連帯保証人の職業及び本人との続柄」に改め、同様式(注)2中「及び保証人異動」を「の異動」に改め、同様式(注)に次のように加える。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第6号様式中「(第6号様式)」を「第6号様式(第11

条関係) 奨学生辞退届」に、「連帯保証人住所 氏名」を「保証人住所 氏名」に改め、同様式(注)として次のように加える。

「連帯保証人住所 氏名」に改め、同様式(注)として次のように加える。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第7号様式中「(第7号様式)」を「第7号様式(第12条関係) 奨学金借用証書」に改め、「愛媛県奨学資金貸与条例」の下に「(昭和36年愛媛県条例第6号)」を加え、「又は、」を「又は」に、「とられても」を「執られて

も」に、「連帯保証人住所 氏名」を「連帯保証人住所 氏名」に改め、同様式(注)中「及び保証人」を削る。

第9号様式中「(第9号様式)」を「第9号様式(第15

条関係) 奨学金返還猶予願」に、「連帯保証人住所 氏名」を「保証人住所 氏名」に改め、同様式(注)として次のように加える。

「連帯保証人住所 氏名」に改め、同様式(注)として次のように加える。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第11号様式中「(第11号様式)」を「第11号様式(第17

条関係) 奨学金返還免除願」に、「連帯保証人住所 氏名」を「保証人住所 氏名」に改め、同様式(注)として次のように加える。

「連帯保証人住所 氏名」に改め、同様式(注)として次のように加える。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第12号様式中「(第12号様式)」を「第12号様式(第18

条関係) 奨学金特別返還免除願」に、「連帯保証人住所 氏名」を「保証人住所 氏名」に改め、同様式(注)として次のように加える。

「連帯保証人住所 氏名」に、「および」を「及び」に改め、同様式(注)として次のように加える。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「及び保証人」を削る。

第5条中「一」を「いずれか」に改め、「及び保証人」を削る。

第7条中「及び保証人」を削る。

第8条中「連帯保証人又は保証人」を「又は連帯保証人」に改める。

第9条中「及び保証人」を削り、「様式第7号)を」を「様式第7号)に当該連帯保証人の印鑑証明書を添えて」に改める。

第10条中「及び保証人」及び「(様式第4号)」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、連帯保証人に異動があつたときは、当該連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

様式第3号中「(第4条関係)」を「(第4条関係)誓約書」に改め、「愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例」の下に「(昭和49年愛媛県条例第44号)」を加え、「規則及び」を「愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第3号。以下「規則」とい

う。)及び」に、
「 本人との続柄
職 業
保 証 人 住 所
氏 名
本人との続柄
職 業
」を「 本人との
職 業
」

に改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号中「(第5条、第10条関係)」を「(第5条

、第10条関係) 異動届」に、
「 変更の場合
は新連帯保
証人
保 証 人 住 所
氏 名
変更の場合
は新保証人
氏 名
」を

「 変更の場合
は、新連帯
保証人
氏 名
」に改め、同様式(注)中「及び保証人」を削り、同様式(注)を同様式(注)1とし、同様式(注)に次のように加える。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第5号中「(第7条関係)」を「(第7条関係)

奨励生辞退届」に、
「 連帯保証人 住 所
氏 名
保 証 人 住 所
氏 名
」を「 連帯保証人
住 所
氏 名
」

に改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号中「(第9条関係)」を「(第9条関係)修学奨励資金借用証書」に改め、「愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例」の下に「(昭和49年愛媛県条例第44号)」を加え、「又は、」を「又は

」に、「とられても」を「執られても」に、
「 連帯保証人 住 所
氏 名
保 証 人 住 所
氏 名
」

を「 連帯保証人 住 所
氏 名
」に改め、同様式(注)中「及び保証人」を削る。

様式第8号中「(第11条関係)」を「(第11条関係)

修学奨励資金返還免除申請書」に、
「 連帯保証人 住 所
氏 名
保 証 人 住 所
氏 名
」

を「 連帯保証人 住 所
氏 名
」に改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第9号中「(第11条関係)」を「(第11条関係)

修学奨励資金返還猶予申請書」に、
「 連帯保証人 住 所
氏 名
保 証 人 住 所
氏 名
」

を「 連帯保証人 住 所
氏 名
」に改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の規定は、平成17年度以後に奨学生となる者について適用し、平成16年度以前に奨学生となった者については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の規定は、平成17年度以後に奨励生となる者について適用し、平成16年度以前に奨励生となった者については、なお従前の例による。

○愛媛県教育委員会規則第12号

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「、東予市、周桑郡」を削る。

- (1) 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)別表東予地区の項
- (2) 愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)別表東予地区の項

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第13号

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表東予地区の項高等学校名の欄中

「

今治北
今治南
大 島
伯 方
大三島

」を「

今治北	大三島
今治南	大 島
伯 方	

」に改める。

(愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1中

「	土 居高等学校	3年	普 通 科	560					を
	新居浜東高等学校	3年	普 通 科	1,080					
	新居浜西高等学校	3年	普 通 科 生 活 文 化 科	1,000 120	3年以上	普 通 科	夜	160	
「	土 居高等学校	3年	普 通 科	520					に、
	新居浜東高等学校	3年	普 通 科	1,040					
	新居浜西高等学校	3年	普 通 科 生 活 文 化 科	960 120	3年以上	普 通 科	夜	160	
「	新居浜工業高等学校	3年	機 械 科	160	4年	機 械 科	夜	160	を
			電 子 機 械 科	120					
			電 気 科	120					
			情 報 電 子 科	120					
			工 業 化 学 科	40					
			環 境 化 学 科	80					
「	新居浜工業高等学校	3年	機 械 科	120	4年	機 械 科	夜	160	に、
			電 子 機 械 科	120					
			電 気 科	120					
			情 報 電 子 科	120					
			環 境 化 学 科	120					
			「	西条農業高等学校					
農 業 土 木 科	120								
グリーン環境科	120								
生 活 科 学 科	120								
食 品 科 学 科	120								
「	小 松高等学校	3年	普 通 科	440					
			ライフデザイン科	120					
「	西条農業高等学校	3年	生 産 科 学 科	120					
			農 業 土 木 科	120					

			グリーン環境科	120					に、	
			生活科学科	120						
			食品科学科	80					」	
小	松高等学校	3年	普通科	400						
			ライフデザイン科	120					を	
「	丹	原高等学校	3年	普通科	520					
			園芸科学科	120						
	今	治 東高等学校	3年	普通科	600					
	今	治 西高等学校	3年	普通科	1,080	4年	普通科	夜		160
							衛生看護科	120		
	今	治 南高等学校	3年	普通科	840					
			農業科	40						
			園芸デザイン科	40						
			園芸クリエイト科	80						
	今	治 北高等学校	3年	普通科	640					
			商業科	120						
			事務科	120						
			情報処理科	120						
	今	治 工業高等学校	3年	機械科	120	4年	機械科	夜		160
			電子機械科	120			電気科	160		
			電気科	120						
			情報技術科	120						
			環境化学科	120						
			繊維工学科	120						
			デザイン科	120						
	大	島高等学校	3年	普通科	240					
	伯	方高等学校	3年	普通科	240					
	岩	城 分校				4年	普通科	昼夜	160	
	弓	削高等学校	3年	普通科	240					
	大	三 島高等学校	3年	普通科	240					
	北	条高等学校	3年	総合学科	840					
「	丹	原高等学校	3年	普通科	480				に、	
			園芸科学科	120						
	今	治 東高等学校	3年	普通科	520					
	今	治 西高等学校	3年	普通科	1,040	4年	普通科	夜		160
							衛生看護科	80		
	今	治 南高等学校	3年	普通科	840					
			園芸クリエイト科	120						
	大	島 分校	3年	普通科	120					
	今	治 北高等学校	3年	普通科	600					
			商業科	120						
			事務科	120						
			情報処理科	120						
	大	三 島 分校	3年	普通科	120					
	今	治 工業高等学校	3年	機械科	120	4年	機械科	夜	160	

		電子機械科	120			電気科		120	
		電気科	120						
		情報技術科	120						
		環境化学科	120						
		繊維工学科	120						
		デザイン科	120						
	伯方高等学校	3年	普通科	240					
	岩城分校				4年	普通科	昼夜	120	
	弓削高等学校	3年	普通科	240					
	北条高等学校	3年	総合学科	840					
「	松山西高等学校	3年	普通科	800					
	松山南高等学校	3年	普通科	1,160	3年以上	普通科	夜	160	を
			理数科	120					」
「	松山西高等学校	3年	普通科	640					
	松山南高等学校	3年	普通科	1,120	3年以上	普通科	夜	160	に、
			理数科	120					」
「	松山北高等学校	3年	普通科	1,320					を
									」
「	松山北高等学校	3年	普通科	1,280					に、
									」
「	松山工業高等学校	3年	機械科	200	4年	機械科	夜	160	
			電子機械科	120		電気科		160	
			電気科	120		建築科		160	
			電子科	120					
			情報技術科	120					
			工業化学科	120					
			建築科	120					
			土木科	120					
			繊維科	120					を
	松山商業高等学校	3年	商業科	360	4年	商業科	夜	160	
			流通経済科	360					
			国際経済科	120					
			情報ビジネス科	360					」
「	松山工業高等学校	3年	機械科	160	4年	機械科	夜	160	
			電子機械科	120		電気科		160	
			電気科	120		建築科		160	
			電子科	120					
			情報技術科	120					
			工業化学科	120					
			建築科	120					
			土木科	120					
			繊維科	120					に、
	松山商業高等学校	3年	商業科	320	4年	商業科	夜	160	
			流通経済科	360					

			国際経済科	120								
			情報ビジネス科	360								」
「	大洲高等学校	3年	普通科	520								を
			商業科	240								」
「	大洲高等学校	3年	普通科	480								に、
			商業科	240								」
「	内子高等学校	3年	普通科	480								を
	八幡浜高等学校	3年	普通科	600	4年	普通科	昼夜	320				」
			商業科	280								を
			情報ビジネス科	120								」
「	内子高等学校	3年	普通科	440								に、
	八幡浜高等学校	3年	普通科	600	4年	普通科	夜	160				」
			商業科	240								に、
			情報ビジネス科	120								」
「	宇和高等学校	3年	普通科	360								を
			生物工学科	120								を
			商業科	80								」
	野村高等学校	3年	普通科	360								に、
			畜産科	120								」
「	宇和高等学校	3年	普通科	360								に、
			生物工学科	120								に、
			商業科	40								」
	野村高等学校	3年	普通科	320								」
			畜産科	120								」
「	宇和島東高等学校	3年	普通科	480								を
			理数科	120								を
			商業科	280								を
			情報ビジネス科	120								を
	宇和島南高等学校	3年	普通科	600	3年以上	普通科	夜	160				を
	宇和島水産高等学校	3年	海洋漁業科	105								を
			水産食品科	105								を
			水産増殖科	105								を
			海洋工学科	105								を
	吉田高等学校	3年	普通科	240								」
			機械科	120								」
			電気科	120								」
			電子科	120								」
			建築科	120								」
「	宇和島東高等学校	3年	普通科	480								」
			理数科	120								」
			商業科	240								」

		情報ビジネス科	120					
宇和島南高等学校	3年	普通科	520	3年以上	普通科	夜	160	
宇和島水産高等学校	3年	海洋漁業科	70					に、
		水産食品科	105					
		水産増殖科	105					
		海洋工学科	70					
		海洋技術科	35					
吉田高等学校	3年	普通科	240					」
		機械科	120					
		電気科	80					
		電子科	80					
		建築科	120					
		電気電子科	40					
津島高等学校	3年	普通科	400					を
南宇和高等学校	3年	普通科	880					
		農業科	120					」
津島高等学校	3年	普通科	360					に改
南宇和高等学校	3年	普通科	840					
		農業科	120					」

める。

別表第4中

第三養護学校	小学部	6	年			を
	中学部	3	年			
	高等部	本科	3	年	普通科	
第三養護学校	小学部	6	年			に、
	中学部	3	年			
	高等部	本科	3	年	普通科	
今治養護学校	小学部	6	年			を
	中学部	3	年			
	高等部	本科	3	年	普通科	
今治養護学校	小学部	6	年			に、
	中学部	3	年			
	高等部	本科	3	年	普通科	
宇和養護学校	小学部	6	年			を
	中学部	3	年			
	高等部	本科	3	年	普通科	
宇和養護学校	小学部	6	年			」
	中学部	3	年			

高等部	本科	3	年	普通科	90	に改める。
				産業科	36	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に大島高等学校及び大三島高等学校に在学する生徒は、その時においてそれぞれ今治南高等学校大島分校及び今治北高等学校大三島分校の生徒となるものとする。

(高等学校の入学定員の特例)

- 3 別表第2の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成17年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学 校 名	全 日 制 の 課 程	
	学 科	入 学 定 員
土 居高等学校	普 通 科	160
新 居 浜 東高等学校	普 通 科	320
小 松高等学校	普 通 科	120
今 治 東高等学校	普 通 科	160
今 治 西高等学校	普 通 科	320
松 山 西高等学校	普 通 科	160
松 山 南高等学校	普 通 科	360
松 山 北高等学校	普 通 科	400
松 山 工 業高等学校	機 械 科	40
松 山 商 業高等学校	商 業 科	80
内 子高等学校	普 通 科	120
野 村高等学校	普 通 科	80
宇 和 島 南高等学校	普 通 科	160
宇 和 島 水 産高等学校	海 洋 技 術 科	35
吉 田高等学校	電 気 電 子 科	40

(高等学校の入学定員の適用除外)

- 4 次の表に掲げる学校の学科については、別表第2の1備考2の規定は、適用しない。

学 校 名	全日制の課程	定時制の課程	備 考
	学 科	学 科	
西 条 農 業高等学校	食 品 科 学 科		平成17年度から生徒募集を停止
今 治 工 業高等学校		電 気 科	同
伯 方高等学校 岩 城 分 校		普 通 科	同
宇和島水産高等学校	海 洋 漁 業 科		同
	海 洋 工 学 科		同
吉 田高等学校	電 気 科		同
	電 子 科		同

(特殊学校の入学定員の特例)

- 5 別表第4備考1本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成17年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学 校 名	部		学 科	入 学 定 員
第三養護学校	高等部	本科	産業科	16
今治養護学校	高等部	本科	産業科	16
宇和養護学校	高等部	本科	産業科	16

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第12号

教育事務所の名称、位置及び所管区域（昭和32年2月愛媛県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

教育事務所の名称、位置及び所管区域の表西条教育事務所の項所管区域の欄中「周桑郡、」及び「、東予市」を削る。

○愛媛県教育委員会告示第13号

義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定（昭和47年9月愛媛県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

義務教育諸学校教科用図書採択地区の名称及び区域の表西条地区の項区域の欄中「、東予市、周桑郡」を削る。

○愛媛県教育委員会告示第14号

平成17年度愛媛県立中学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成16年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成17年度愛媛県立中学校入学者選考実施要項

平成17年度愛媛県立中学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。

1 募集人員

平成17年度県立中学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中学校 160名

愛媛県立松山西中学校 160名

愛媛県立宇和島南中学校 160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成17年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込み

の者

(2) 平成17年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特別に出願を認めたもの

4 出願

入学志願者は、在籍する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先中学校の校長（以下「中学校長」という。）に入学志願書及び入学志願理由書を提出しなければならない。

出願期間は、平成16年12月17日（金）午前9時から同月24日（金）正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

5 調査書

調査書は、小学校長から中学校長に提出するものとし、その様式等については、教育長が別に定める。

6 面接、作文及び適性検査

(1) 入学志願者全員に対して、面接、作文及び適性検査を行う。

(2) 面接、作文及び適性検査を行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成17年1月20日（木） 志願先中学校

7 入学者の選考

(1) 入学候補者の選考

中学校長は、入学志願理由書、調査書並びに面接、作文及び適性検査の結果を総合的に判断して、入学候補者を選考する。

(2) 入学候補者の発表

入学候補者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成17年1月26日（水）

(3) 抽選による入学予定者及び補欠入学予定者の決定

ア 入学候補者数が募集人員を超える場合、又は入学候補者数が募集人員を超えない場合で、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）立の中学校の1の学区について35人を超えるときは、次により公開して抽選を行い、入学予定者及び補欠入学予定者を決定する。

(ア) 抽選を行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成17年1月30日（日） 志願先中学校

(イ) 抽選は、市町村立の中学校の1の学区について入学予定者数の上限を35人とする制限（以下「入学予定者数制限」という。）を設けて実施する。

(ウ) 抽選の方法等は、教育長が別に定める。

イ アに掲げる場合を除き、抽選は行わず、入学候補者を入学予定者とする。

8 入学予定者及び補欠入学予定者の発表

7(3)アにより決定した入学予定者及び補欠入学予定者については、抽選日当日に発表する。

なお、発表の方法等については、教育長が別に定める。

9 入学予定者の欠員の補充

入学辞退その他の理由により、入学予定者に欠員を生じた場合は、7(3)アにより決定した補欠入学予定者の中から、入学予定者数制限を適用して、これを補充する。

なお、欠員を補充する期間、その実施方法等については、教育長が別に定める。

○愛媛県教育委員会告示第15号

平成17年度愛媛県立高等学校入学選抜実施要項を次のように定める。

平成16年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成17年度愛媛県立高等学校入学選抜実施要項

平成17年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 1 平成17年度県立高等学校の第1学年の募集人員は、別に定める。
- 2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の学科について、一括して募集することができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の定めるところによる。

第3 一般入学選抜

1 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成17年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 出願

入学志願者は、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は直接）、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に入学願書を提出しなければならない。この場合において、全日制の課程と定時制の課程とを併願することはできない。

出願期間は、平成17年2月18日（金）午前9時から同月24日（木）正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

3 出願調整

入学志願者は、入学願書受付締切り後、教育長が別に定める期間中、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。

4 報告書

中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

- (1) 調査書
- (2) 学習成績等一覧表

5 学力検査

入学志願者全員に対して次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

ア 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

イ 定時制の課程

国語を入学志願者全員に受検させることとし、社会、数学、理科及び英語の4教科から2教科を入学志願者に選択させて、計3教科とする。

(2) 検査問題

中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）に示されている各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(3) 検査期日

平成17年3月9日（水）及び同月10日（木）

(4) 検査場

志願先高等学校（本校又は分校）

6 面接及び実技テスト

- (1) 面接は、入学志願者全員に対して行う。
- (2) 実技テストは、工業科のデザイン科の入学志願者に対して行う。
- (3) 面接及び実技テストは、学力検査終了後に行う。

7 入学者の選抜

高等学校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

- (1) 各高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定する。
- (2) 全日制の課程については、次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員（推薦入学確約者を除く。以下この号において同じ。）を下回っている場合は、ア及びイ中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

ア 第1選抜

調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1、第2、第3学年において履修した必修教科の評定の合計に、選択教科の外国語（共通）の評定の合計を加算したものをいう。以下イにおいて同じ。）が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。

イ 第2選抜

第1選抜で選抜されなかったすべての者を対象に、学力検査の成績(A)、調査書点(B)、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点(C)を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、A、B及びCの比率は、それぞれAは3～6、Bは2～4、Cは2～4の範囲内とし、A、B及びCの比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者としめない。

- (3) 定時制の課程については、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによってすべての合格者を決定することができる。

8 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成17年3月18日(金)

9 第2次募集

定時制の課程については、第1次募集における合格者が募集人員に満たない場合は、第2次募集を行うものとする。この場合において学力検査の教科は、第1次募集の場合に準ずる。

学力検査を行う期日は、平成17年4月4日(月)とし、合格者の発表を行う期日は、同月5日(火)とする。

なお、学力検査の方法等の詳細については、教育長が別に定める。

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

全日制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあっては当該学科の募集人員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集人員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

3 出願資格

- (1) 推薦入学を志願できる者は、平成17年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の要件のすべてに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。

ア 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。

イ 当該高等学校・学科に適性、興味・関心を有すること。

ウ 人物が優れていること。

エ 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

オ 次の要件のいずれかに該当すること。

- (7) 特別活動において優れた実績を有すること。

- (イ) 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

- (ウ) 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあつては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

- (2) 出願資格の詳細については、各高等学校長が、それぞれの高等学校の教育目標、当該学科の特色、地域性等を十分に考慮して定めるものとする。

4 出願

推薦入学志願者は、在籍中学校長を経て、高等学校長に推薦入学願書及び自己アピール書を提出しなければならない。

出願期間は、平成17年1月26日(水)午前9時から2月2日(水)正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

5 報告書

在籍中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

- (1) 推薦書

- (2) 調査書

6 学力検査

学力検査は、行わない。

7 面接、集団討論、作文、小論文及び実技テスト

- (1) 推薦入学志願者全員に対して、面接及び集団討論のうちから少なくとも1つ並びに作文及び小論文のうちから少なくとも1つの合わせて2つ以上を行う。

なお、面接、集団討論、作文及び小論文の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

- (2) 実技テストは、工業科のデザイン科の推薦入学志願者に対して行う。

- (3) 面接、集団討論、作文、小論文及び実技テストを行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成17年2月10日(木) 志願先高等学校(本校又は分校)

8 推薦入学者の選抜

高等学校長は、各高等学校、学科等の特色を踏まえて、自己アピール書、報告書並びに面接、集団討論、作文、小論文及び実技テストの結果等を総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

9 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成17年3月18日(金)

○愛媛県教育委員会告示第16号

平成17年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成16年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成17年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の
高等部入学者選抜実施要項

平成17年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

1 募集人員

平成17年度県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別に定める。

2 出願資格

入学を志願できる者は、心身の故障が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定める程度の者で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 本科

ア 平成17年3月末日までに盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部若しくは中学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 専攻科

ア 平成17年3月末日までに盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

3 出願

入学志願者は、在籍学校又は出身学校の校長（以下「在籍学校等校長」という。）を経て（在籍学校及び出身学校のない場合は直接）、志願先学校の校長（以下「志願先校長」という。）に入学願書を提出しなければならない。

出願期間は、平成17年2月1日（火）午前9時から同月9日（水）正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 報告書

在籍学校等校長から志願先校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

(1) 調査書

(2) 健康診断票

5 学力検査

盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科（普通科を除く。）及び専攻科の入学者志願者に対して次により学力検査を行う。

(1) 本科

ア 検査教科

志願先校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第61号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成17年3月4日（金）

エ 検査場

志願先の盲学校、聾学校又は養護学校（本校）

(2) 専攻科

ア 検査教科

松山盲学校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領（平成元年10月文部省告示第159号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成17年3月4日（金）

エ 検査場

松山盲学校

6 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して行う。

(2) 適性検査

ア 志願先校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学者志願者に対して行う。

イ 内容は、志願先校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日

学力検査の検査期日と同じ日とする。

7 入学者の選抜

志願先校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

(1) 各学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定する。

(2) 可否の判定に当たっては、報告書並びに学力検査の成績、面接及び適性検査の結果等を総合して判定する。

8 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。

平成17年3月18日（金）

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第12号

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則及び愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月22日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則及び愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則（愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規

則の一部改正)

第1条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(3)の表三本松交番の項所管区の欄中「東町一～三丁目」を「東町」に改め、「(四軒町、竹之巷、梅之巷、松之巷、百軒巷、北町、喜多浜、常盤巷、滋巷、八千代巷)」を削り、「本町一～三丁目」を「本町」に、「樋の口」を「樋之口」に改め、同表駅前交番の項同欄中「(新田、天皇、西之川原、沢、岸影、若葉町、錦町、地藏原)」を「、新田」に改め、同表玉津駐在所の項位置の欄中「西条市玉津」を「西条市下島山」に改め、同項所管区の欄中「、元橋」を削り、同表釜之口駐在所の項同欄中「、荒川1号～4号」、「、千町1号～6号」、「、藤之石1号～8号」、「、大保木1号～10号」、「、中奥1号～6号」及び「、東之川1号～4号」を削り、「周桑郡小松町大字石鎚」を「小松町石鎚」に改める。

別表第1の(4)の表を次のように改める。

(4) 東予警察署

名称	位置	所管区
駅前交番	西条市三津屋南	西条市のうち明理川、円海寺、大新田、喜多台、壬生川、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南
吉井駐在所	西条市石田	西条市のうち石田、今在家、玉之江、広江
新町駐在所	西条市新町	西条市のうち石延、上市、国安、桑村、新市、新町、高田、広岡、安用、安用出作
周布駐在所	西条市周布	西条市のうち周布、吉田
三芳駐在所	西条市三芳	西条市のうち三芳
河原津駐在所	西条市河原津	西条市のうち河原津(東予集団施設地区を除く。)、河原津新田、楠
旦之上駐在所	西条市旦之上	西条市のうち大野、河之内、黒谷、実報寺、旦之上、福成寺、宮之内
小松駐在所	西条市小松町新屋敷	西条市のうち小松町北川、小松町新屋敷、小松町南川
大頭駐在所	西条市小松町大頭	西条市のうち小松町明穂、小松町石鎚(字湯浪、途中の川)、小松町大郷、小松町大頭、小松町妙口、小松町安井
丹原駐在所	西条市丹原町今井	西条市のうち丹原町池田、丹原町今井、丹原町川根、丹原町願連寺、丹原町北田野(八反地、辻堂)、丹原町久妙寺、丹原町高知、丹原町古田、丹原町田野上方(筋違、光下田、柚の木、福田)、丹原町丹原、丹原町徳能、丹原町徳能出作、丹原町安用
田野駐在所	西条市丹原町北田野	西条市のうち丹原町北田野(奥明、北野、国広、三天)、丹原町高松、丹原町田滝、丹原町田野上方(古市、馬場、宮下、土居)、丹原町長野
中川駐在	西条市丹原	西条市のうち丹原町明穂、丹原町

所	町石経	石経、丹原町来見、丹原町志川、丹原町関屋、丹原町寺尾、丹原町湯谷口
鞍瀬駐在所	西条市丹原町鞍瀬	西条市のうち丹原町白坂、丹原町楠窪、丹原町鞍瀬、丹原町千原、丹原町明河、小松町石鎚(字戸石)

別表第1の(5)の表駅前交番の項位置の欄中「今治市北宝来町二丁目」を「今治市北宝来町三丁目」に改め、同表桜井駐在所の項同欄中「今治市桜井二丁目」を「今治市長沢」に改め、同項所管区の欄中「東予市河原津」を「西条市河原津」に改める。

(愛媛県道路交通規則の一部改正)

第2条 愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表4の項区間の欄中「周桑郡小松町大字妙口字修理谷乙8番地5地先」を「西条市小松町妙口字修理谷乙8番地5地先」に改め、同表6の項同欄中「周桑郡小松町妙口字山崎甲233番3」を「西条市小松町妙口字山崎甲233番3」に改め、同表17の項同欄中「周桑郡小松町大字新屋敷字西町裏甲527番6」を「西条市小松町新屋敷字西町裏甲527番6」に改め、同表29の項同欄中「東予市三津屋南3番33地先」を「西条市三津屋南3番33地先」に改め、同表30の項同欄中「周桑郡小松町大字新屋敷字三ノ坪甲1153番5」を「西条市小松町新屋敷字三ノ坪甲1153番5」に、「西条市下島山甲1345番2」を「同市下島山甲1345番2」に改め、同表45の項同欄中「東予市三津屋東55番」を「西条市三津屋東55番」に改め、同表46の項同欄中「東予市北条1649番1地先」を「西条市北条1649番1地先」に、「周桑郡丹原町大字今井352番1地先」を「同市丹原町今井352番1地先」に改め、同表49の項同欄中「東予市今在家743番地先」を「西条市今在家743番地先」に、「西条市氷見甲222番5」を「同市氷見甲222番5」に改め、同表50の項同欄中「周桑郡小松町大字大頭字山本甲293番4」を「西条市小松町大頭字山本甲293番4」に、「同郡丹原町大字今井352番1地先」を「同市丹原町今井352番1地先」に改め、同表51の項同欄中「東予市北条1206番1地先」を「西条市北条1206番1地先」に改め、同表108の項同欄中「東予市今在家1500番地の2」を「西条市今在家1500番地の2」に改め、同表109の項同欄中「東予市今在家1500番地の2」を「西条市今在家1500番地の2」に改める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第6号

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例第14条第1項の規定に基づく暴走行為助長禁止重点区域の指定(平成14年3月愛媛県公安委員会告示第5号)の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

平成16年10月22日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

表1の項暴走行為助長禁止重点区域の欄中「周桑郡丹原町大字湯谷口甲233番1地先」を「西条市丹原町湯谷口甲233番1地先」に改め、同表11の項同欄中「東予市壬生川1000番1地先」を「西条市壬生川1000番1地先」に改め、同表25の項同欄中「東予市三津屋東55番地先」を「西条市三津屋東55番地先」に改め、同表40の項同欄中「東予市三津屋南13番17地先」を「西条市三津屋南13番17地先」に改め、同表56の項同欄中「東予市三津屋南13番18」を「西条市三津屋南13番18」に改める。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年10月22日

愛媛県立中央病院長

藤 井 靖 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名
重油の購入
- (2) 購入物品名及び予定数量
重油（JIS K2205 1種2号）
約 530,000リットル
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書による。
- (4) 納入期間
平成16年12月1日から平成17年3月31日まで
- (5) 納入場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について平成16年度及び平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

平成16年11月30日（火）午後1時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成16年10月22日（金）から11月29日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成16年11月30日（火）午後1時30分

愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Heavy Oil
(JIS K2205 class 1 No.2)
approximately 530,000 ℓ

(2) Time limit of tender:1:30 p.m., 30 November 2004

(3) For further information, please contact: Accounting
Section,
General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural
Central
Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024
Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

